

第3回協議会における知多市バリアフリー基本構想（案）に関する意見と対応について

資料1

No.	意見	対応	資料3修正内容一覧表の項番
1	(本編P1) バリアフリー法の背景などを中心に書かれているが、障害者基本法や障害者差別解消法なども改正されていることから、これらも含めて、年表など経緯を整理してはどうか。	(本編P1) 「近年の福祉に関する主な法律の動き」の年表を加えるとともに、本文に以下を追記しました。 「また、 <u>障害者自立支援法の施行（平成18年）や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）の施行（平成25年）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）の施行（平成28年）などを通し、…</u> 」	3, 5
2	(本編P18) 「重点整備地区の要件を満たす候補地区」の表現が分かりにくいいため、「重点整備地区の候補地区」としてはどうか。	ご指摘を踏まえ、会長の助言により本文は「重点整備地区の要件を満たす候補」と修正しました。	14, 15, 16, 62
3	(概要版P2) 知多運動公園の野球場について、1km円内に一部入っており、実際の移動経路が1km以上だから、という説明では市民が納得しないのではないかと。	(本編P36、P44、P52、概要版P2) 直線距離で1kmの範囲に入っているという印象を受けないよう、0.5km及び1kmの円を削除しました。	30, 43, 51, 63
4	(概要版P2) 知多運動公園の野球場は、重点整備地区に入れてもよいのではないかと。	知多運動公園野球場は、移動距離として朝倉駅から1km以上であると確認しており、朝倉駅が最寄り駅ではないため、会長と相談のうえ、朝倉駅周辺地区の重点整備地区には含まないこととしました。	/
5	(概要版P3) 「取組の実施主体及び整備目標について」の表について、いつ完成するのかが分かりにくいいため、完成予定年度の記載があるとよい。	(本編P53、概要版P3) 本編P53「事業の実施主体及び整備目標」、概要版P3「取組の実施主体及び整備目標について」の、表中の完了予定年度を□で表現しました。	53, 65
6	(概要版P3) 「取組の実施主体及び整備目標について」の表について、生活関連経路④、⑤の記載がないのが不自然に感じるため、表の下部に注釈を加えてはどうか。	(本編P53、概要版P3) 本編P53「事業の実施主体及び整備目標」、概要版P3「取組の実施主体及び整備目標について」の、表の欄外に注釈を加えました。	54, 66
7	(概要版P3) 「今後の取組と推進体制について」には、朝倉駅周辺地区についてだけ記載されているが、他の地区の市民は今後どうなるのか気になると思う。今後の展開についても記載してほしい。	(本編P54、概要版P3) ・本編P54「今後の取組と推進体制」に、以下の下線部の文言を追加しました。 「更に、重点整備地区以外の地区においても地域の拠点としての役割を担っており、バリアフリー化が必要な地区があることから、重点整備地区のバリアフリー化の進捗状況や社会状況の変化、地域の実情を踏まえつつ、段階的なバリアフリー化の推進を検討します。市全域においても上位計画などで掲げたまちの将来像の実現に向け、 <u>適宜バリアフリー化を推進します。</u> 」 ・概要版P3「今後の取組と推進体制について」に、以下の下線部の文言を追加しました。 「更に、重点整備地区以外の地区においても、バリアフリー化が必要な地区があることから、 <u>上位計画や地域の実情を踏まえつつ、段階的なバリアフリー化の推進を検討します。</u> 」	57, 67
8	(概要版P3) 「今後の取組と推進体制について」の図中にP、D、C、Aを併記してほしい。	(本編P54、概要版P3) ご指摘を踏まえ、図と本文を修正しました。	56, 58, 67, 68